

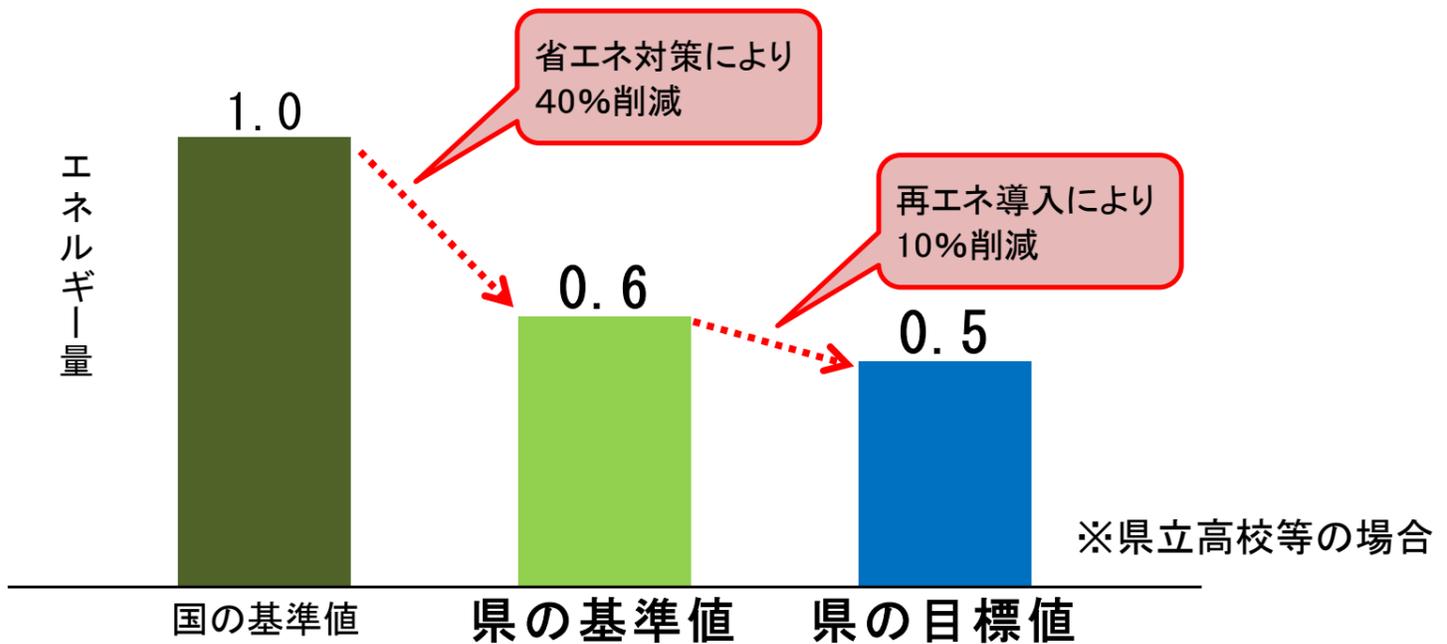
福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針

～県有建築物の省エネ推進（消費量最大50%削減）
東北で初めて、県有建築物の再エネ・省エネ推進指針を策定～

○福島県は、県有建築物への再生可能エネルギー導入や省エネルギー対策を強化する「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」を、平成29年5月に策定しました。

○従来の建設コストの範囲内で、今年度施行された建築物省エネ法^{注1}で義務づけられる基準値よりも、エネルギー消費量を最大で50%抑える独自目標を設定しました。

省エネと再エネで、消費量最大50%削減！



○指針の概要

1 対象とする建築物の用途

- ①事務所（庁舎）
- ②学校

の新築及び大規模改修

2 建築物の整備における具体的取組

- ①建築物の断熱性能（外壁や窓等）の向上
- ②照明、空調、昇降機等の設備のエネルギー性能の向上
- ③太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入

エネルギー使用量の削減



検索「福島県再エネ省エネ指針」

注1：建築物省エネ法

建築物の省エネルギーを進めるため、一定規模以上のビル等を新築、増築、改築する際、省エネ基準への適合が義務付けられた。エネルギー消費量を評価する指標「BEI」を1.0以下とすることが求められている。